

○沖縄市公共下水道接続促進事業補助金交付要綱

(平成 28 年 3 月 31 日決裁)

改正 平成 29 年 4 月 6 日決裁

平成 29 年 6 月 16 日決裁

平成 30 年 3 月 30 日決裁

令和 2 年 4 月 1 日上下水道局決裁

令和 2 年 9 月 4 日上下水道局決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、公共下水道への接続を推進し、快適な生活環境の確保並びに公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化を図るため、公共下水道へ接続するための排水設備工事（新築工事を除く。）を行う者に対し、その工事費の一部又は全額を交付するものとし、その交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する下水道をいう。
- (2) 処理区域内 下水道法第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
- (3) 排水設備工事 下水道法第 10 条第 1 項に規定する工事をいう。
- (4) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (5) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (6) くみ取り式便所 貯留された汚物を後でくみ取る方式の便所をいう。
- (7) 共同汚水槽 複数の建物が共同で使用している汚水槽をいう。
- (8) マニング管路 高原・与儀・比屋根・胡屋周辺地域に布設されている米国企業マニング社の管理下にあった汚水管路。
- (9) 補助対象工事 公共下水道の処理区域内で申請年度の 1 月末日までに完了する以下の工事をいう。
 - イ. 合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、共同汚水槽又はくみ取り式便所を廃止して、汚水を公共下水道に接続するために必要と認められる工事。
 - ロ. マニング管路使用を廃止して、汚水を公共下水道に接続するために必要と認められる工事。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象工事を行う建物の所有者若しくは居住者、又は土地の所有者

- (2) 国、県又は市の他の同様な制度による補助又は扶助を受けていない者
 - (3) 沖縄市下水道条例（平成8年3月29日条例第2号）第5条第1項及び第2項に規定する上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の確認を受けていること。
 - (4) 市民税等の滞納のないこと。
- 2 建物又は土地の所有者の名義が共有である場合については、共有者のうち1人に補助金を交付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、管理者が認めた者
（補助金の額）

第4条 補助金は、予算の範囲内で別表による額を交付する。
（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して、補助金等交付申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の見積書の写し
 - (2) 補助対象工事の着手前の写真
 - (3) 市民税等の滞納のない証明書
 - (4) その他管理者が必要と認める書類
- 2 マニング管路使用を廃止して行う排水設備工事については、3業者以上の下水道排水設備指定工事店からの見積書を提出しなければならない。
（交付の決定）

第6条 管理者は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正と認めるときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、その旨を補助金等交付決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

2 管理者は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を補助金等不交付通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
（工事の期間）

第7条 補助金の交付を受けて工事をしようとする者は、前条の通知を受けなければ工事に着手してはならない。
（補助金交付変更等）

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容に変更又は中止（以下「変更等」という。）が生じたときは、あらかじめ補助事業等変更等承認申請書（様式第5号）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更等を承認するときは、補助金等交付変更等承認通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添付し、補助事業等実績報告書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る支払い領収書の写し
- (2) 排水設備計画確認通知書の写し
- (3) 排水設備検査済証の写し
- (4) 補助対象工事に係る工事状況の写真（着手前、施工中、完了後）
- (5) その他管理者が必要と認める書類

2 前項第1号は、マニング管路使用を廃止して行う排水設備工事の場合は、領収書の写しを当該改造工事を行った施工業者（以下「施工業者」という。）からの請求書とすることができる。ただし、施工業者へ工事代金を管理者から支払わせるための委任状（様式第12号）を添付するものとする。

（交付額の確定）

第10条 管理者は、前条の規定による補助事業等実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、14日以内に補助金等交付請求書（様式第9号）により補助金の請求をしなければならない。

（交付の取消し）

第12条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第6条第1項の規定による交付決定を取り消すことができる。この場合において、管理者は、補助金等交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者へ通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 第9条の規定による補助事業等実績報告書及び添付書類を提出期限までに提出しないとき。

（補助金の返還）

第13条 管理者は、前条の規定により交付決定を取り消す旨の決定をしたときは、交付した補助金の全部又は一部を補助金等返還請求書（様式第11号）により、補助事業者に指示するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、関係法令による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月6日決裁)

この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

附 則(平成29年6月16日決裁)

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則(平成30年3月30日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日上下水道局決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年9月4日上下水道局決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表(第4条関係)

区分		金額
合併処理浄化槽を設置している建物	補助対象工事費が5万円未満の場合	当該工事費の額
	補助対象工事費が5万円以上の場合	5万円
単独処理浄化槽又はくみ取り式便所を設置している建物 共同汚水槽を使用している建物	補助対象工事費が10万円未満の場合	当該工事費の額
	補助対象工事費が10万円以上の場合	10万円
マンシング管路を使用している建物(高原・与儀・比屋根・胡屋周辺地域)		汚水を公共下水道に接続するために必要と認められる工事費の額

※ 当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式第 1 号(第 5 条関係)

補助金等交付申請書
補助金等交付申請書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

補助金等交付決定通知書
補助金等交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

補助金等不交付決定通知書
補助金等不交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

補助事業等変更等承認申請書
補助事業等変更等承認申請書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

補助金等交付変更等承認通知書
補助金等交付変更等承認通知書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

補助事業等実績報告書
補助事業等実績報告書
[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

補助金等確定通知書

補助金等確定通知書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 11 条関係)

補助金等請求書
補助金等交付請求書
[別紙参照]

様式第 10 号(第 12 条関係)

補助金等交付決定取消通知書
補助金等交付決定取消通知書
[別紙参照]

様式第 11 号(第 13 条関係)

補助金等返還請求書
補助金等返還請求書
[別紙参照]

様式第 12 号(第 9 条関係)

委任状
[別紙参照]